

小規模多機能型居宅介護よしのいえ重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(宇都宮市指定 第0990100265号)

当事業所はご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービス及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービス（以下「小規模多機能型居宅介護サービス」）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

◇◆目次◆◇

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 事業者2. 事業所の概要3. 事業実施地域及び営業時間4. 職員の配置状況5. 当事業所が提供するサービスと利用料金6. 苦情の受付について（契約書第18条参照）7. 運営推進会議の設置8. 協力医療機関、バックアップ施設9. 非常火災時の対応10. サービス利用にあたっての留意事項 |
|--|

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人社団 洋精会
- (2) 法人所在地 栃木県宇都宮市星が丘1丁目7番38号
- (3) 電話番号 028-622-2222
- (4) 代表者氏名 会長 沼尾 成美
- (5) 設立年月日 昭和26年4月5日

2. 事業者の概要

- (1) 事業所の種類 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所
平成23年 4月 1日指定
- (2) 事業の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 小規模多機能型居宅介護 よしのいえ
- (4) 事業所の所在地 栃木県宇都宮市星が丘1丁目7番10号
- (5) 電話番号 028-678-9901

(6) 事業所長 管理者 田中 宣行

(7) 当事業所の運営方針 利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

(8) 開設年月 平成23年4月1日

(9) 登録定員 29人

(通いサービス定員18人、宿泊サービス定員6人)

(10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は個室ですが、2人部屋など他の種類の利用をご希望される場合は、その旨お申し出ください（ただし、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります）。

居室・設備の種類		室数	備考
宿泊室	個室	6	
	2人部屋	0	
	合計	6	
居間			
食堂			
台所			
浴室			
消防設備			
その他			

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 宇都宮市（昭和・戸祭圏域及び隣接する圏域）

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	日曜日～土曜日 8時～20時
訪問サービス	随時
宿泊サービス	日曜日～土曜日 20時～8時

※ 受付・相談については、8時30分から17時

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤	非常勤	常勤換算	職務の内容
1. 事業所長（管理者） 兼 計画作成者	1 人	人	1 人	業務内容調整・サービスの調整・相談業務
2. 看護職員	1 人	人	1 人	健康チェック等の医務業務
3. 介護職員	4 人以上	4 人以上	6 人以上	日常生活の介護・相談業務

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延長時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 人（8 時間×5 人÷40 時間＝1 人）となります。

〈主な職員の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 管理者兼 計画作成者 看護師	勤務時間： 8：30 ～ 17：30
2. 介護職員	主な勤務時間： ① 7：30～16：30 ② 8：00～17：00 ③ 8：30～17：30 ④ 9：00～18：00 ⑤ 9：30～18：30 ⑥ 11：00～20：00 夜間の勤務時間：⑦ 19：50～8：50

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の 2 つの場合があります。

（1）利用料金が介護保険から給付される場合

（介護保険の給付の対象となるサービス）

（2）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

（介護保険の給付対象とならないサービス）

（1）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第 4 条参照）

以下のサービスについては、介護保険から給付され、介護負担割合証に基づき利用者の自己負担となります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

〈サービスの概要〉

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

①食事

- ・ 食事の提供及び食事の介助をします。
- ・ 食事サービスの利用は任意です。

②入浴

- ・ 入浴または清拭を行います。
- ・ 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・ 入浴サービスの利用は任意です。

③排せつ

- ・ 利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

- ・ 利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤健康チェック

- ・ 血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥送迎サービス

- ・ ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・ 利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・ 訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。買い物や薬とり等にかかる交通費は実費負担となります。
- ・ 訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

① 医療行為

② ご契約者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受

③ 飲酒及び喫煙

④ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑤ その他ご契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

- ・ 事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

〈サービス利用料金〉（契約書第5条参照）

ア 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

利用料金は1か月ごとの包括費用（定額）です。

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービス利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります）。

要介護度	サービス利用料に係る費用
要支援1	3, 450単位
要支援2	6, 972単位
要介護1	10, 458単位
要介護2	15, 370単位
要介護3	22, 359単位
要介護4	24, 677単位
要介護5	27, 209単位

☆ 月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービスの利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

イ 加算

- ＊ 看護職員配置加算（Ⅰ） 900単位/月
- ＊ 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ） 800単位/月
- ＊ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 750単位/月

＊ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（加算率14.9％）

《別に、下記加算対象となる方はその要件を満たした月は加算となります》

＊ 事業所に登録された日から30日間、初期加算として30単位/日を加算します。（30日を越える入院後に利用を再開された場合も同様です）

＊ 認知症加算（Ⅲ）760単位円/月 主治医の意見書で認知症自立度がⅢⅣⅤの方

＊ 認知症加算（Ⅳ）460単位円/月 主治医の意見書で認知症自立度がⅡで要介護2の方（認知症加算の対象者への請求は（Ⅰ）又は（Ⅱ）のどちらか一方を請求します）

《下記加算対象となる要件を満たした月は加算となります。但し限度額管理の対象外です》

注）地域区分が宇都宮市は6級地となり当該サービスは単位数単価10.33となります。

＊ 月の途中で登録された場合は日割りでの請求となります。

＊ 短期間の入院等で利用がない場合は、月3分2内であれば月額を請求します。

注）当事業所との契約中は、他の小規模多機能型居宅介護事業所の利用及び、他の通所サービス、訪問介護サービス、短期入所サービスを併用利用することはできません。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

ア 食事の提供（食事代）

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

料金：朝食：510円 昼食：670円 夕食：600円 おやつ：100円

イ 宿泊に要する費用

ご契約者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

1泊 宿泊室 A・B・D・E 1,600円（寝具一式・ベッド利用等含む）

1泊 宿泊室 C 2,000円（寝具一式・ベッド利用等含む）

ウ 通常の事業の実施地域以外のご契約者に対する送迎費及び交通費

通常の事業の実施地域以外の訪問に対する交通費です。

1kmあたり 20円

エ おむつ代

オムツ代（事業所備品をご利用の場合）

紙おむつ（サイズS、M、L） 1枚あたり 70円～90円

パンツタイプ（サイズM、L） 1枚あたり 80円～90円

尿取りパット1枚 1枚あたり 20円

オ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

カ 日常生活費

個々に行う洗濯代 100円

個々に使用する電気代 50円から

キ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつまでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヵ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し次のいずれかの方法により翌月末日までにお支払いください。

- ① 事業所での現金支払
- ② 預金口座振替（足利銀行のみ）
- ③ 銀行振込み

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参）

☆ 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

☆ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

☆ 5.（1）介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヵ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヵ月の利用料は変更されません。ただし、5.（2）の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金 (自己負担相当額)の100%

☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望

する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

管理者 田中 宣行

○受付時間 毎週 月曜日～金曜日

8：00～17：00

また、苦情受付ボックスを玄関内に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

宇都宮市役所保健福祉部高齢福祉課 介護保険なんでも相談窓口	電話 028-632-2906 F a x 028-632-3040
栃木県国民健康保険団体連合会	電話 028-643-2220 F a x 028-643-5411

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

〈運営推進会議〉

構 成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開 催：隔月で開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

8. 第三者による評価の実施

第三者による評価は実施情况	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

9. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

〈協力医療機関・施設〉			
医療法人社団洋精会	沼尾病院	所在地	宇都宮市星が丘 1-7-38
		TEL	028-622-2222
社会福祉法人宝生会	老人保健施設 白楽園	所在地	宇都宮市宝木本町 2140-2
		TEL	028-665-7171
小塚歯科医院		所在地	宇都宮市桜 3-2-8
		TEL	028-637-3487

10. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、契約者も参加して行います。

防火管理者：田中 宣行

〈消防用設備〉

- ・自動火災報知器 ・非常通報装置 ・スプリンクラー
- ・非常用照明 ・誘導灯 ・消火器

〈地震、大水等災害発生時の対応〉

「防災対応マニュアル」に従う

11. サービス利用にあたっての留意事項

○サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

○事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

○他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。

○所持金品は、自己の責任で管理してください。

○事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。